平成２５年（フ）第２１号
仙台市若林区新寺１丁目８番２―517号、従前の住所仙台市宮城野区名掛丁114番地　ソレイユエスト名掛丁603
破産者　川村　龍平
1　決定年月日　平成25年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３４号
宮城県多賀城市鶴ケ谷１丁目６番16―１号、従前の住所宮城県多賀城市八幡３丁目10番34号
破産者　小野寺智子
1　決定年月日　平成25年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第７６号
埼玉県越谷市大字大房1006番地３　シャルム北越谷Ｂ―1001
破産者　齋藤　智昭
1　決定年月日　平成25年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４３０号
愛知県犬山市大字富岡字北洞985番地
破産者　堀尾　　修
1　決定年月日　平成25年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第５８号
京都府綾部市物部町西ノ宮31番地
破産者　片桐　且典
1　決定年月日　平成25年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２４年（フ）第６５５号
広島県安芸郡府中町鹿籠２丁目５番８号202、開始決定時の住所広島県安芸郡府中町浜田４丁目６番８―1308号　ペルル府中浜田弐番館
破産者　河内　克己
1　決定年月日　平成25年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６３７号
福岡県春日市弥生３丁目70番地
破産者　小林　友喜
1　決定年月日　平成25年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４８９号
福岡県春日市一の谷６丁目69番地スカイタウン春日601号、破産手続開始決定時の住所福岡県春日市紅葉ヶ丘東５丁目96番地
破産者　清水　幸男
1　決定年月日　平成25年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３７５号
福岡市早良区昭代２丁目11番23号
破産者　吉田　正勝
1　決定年月日　平成25年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３７号
宮崎県延岡市野地町４丁目2230番地24
破産者　甲斐　義子
1　決定年月日　平成25年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第２４号
福島市渡利字扇田町９番地　マロンハイツＡ棟101号、従前の住所福島市南向台３丁目２番地の２
破産者　高橋　一郎
1　決定年月日　平成25年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第１９６号
東京都新宿区下落合４―22―13大野ハイツ102号、住民票上の住所千葉県旭市ニの5904番地66
破産者　林　　博
1　決定年月日　平成25年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第１３３号
東京都江戸川区中葛西５―41―８―302　有限会社小田原建設内、住民票上の住所横浜市中区扇町１丁目１番地16　横濱公園デュープレックスリズ1205号室、破産手続開始決定時の住所東京都江戸川区南葛西４―12―８　株式会社寺島組内
破産者　小泉　義一
1　決定年月日　平成25年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５０５号
横浜市保土ケ谷区峰岡町２丁目298番地12
破産者　大久保文代（旧姓加藤）
1　決定年月日　平成25年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５５１号
横浜市港北区大曽根２丁目49番11号　101号
破産者　宮下　　渉
1　決定年月日　平成25年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６３号
山梨県甲斐市篠原1671番地５　カミヤ住宅５
破産者　名古屋　久
1　決定年月日　平成25年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２７１号
長野県須坂市大字豊丘357番地11　豊丘団地13号
破産者　佐々木恒男
1　決定年月日　平成25年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３６号
愛知県犬山市大字富岡字南洞923番地
破産者　榊間　勝彦
1　決定年月日　平成25年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部